

契 約 書

(居宅介護支援)

利用者： _____ 様

事業者： つかまの里居宅介護支援センター

令和8年9月1日改定

利用者と、社会福祉法人国際保健支援会が営むつかまの里居宅介護支援センター（以下「事業者」といいます。）は、事業者が利用者に対して行う指定居宅介護支援について、次のとおり契約します。

第1条（契約の目的）

事業者は、介護保険法令の趣旨に従い、利用者の意思及び人格を尊重し、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、居宅サービス計画の作成、サービス事業者等との連絡調整その他必要な支援を行います。

2 居宅介護支援は、特定のサービス又は事業者に不当に偏ることなく、公正中立に行います。

第2条（契約期間）

契約期間は令和 年 月 日から要介護認定の有効期間満了日までとします。

2 利用者から契約終了の申出がなく、要介護認定が更新された場合は、更新後の有効期間満了日まで契約を更新します。

第3条（担当介護支援専門員）

事業者は介護支援専門員を担当者として定め、選定又は交代したときは利用者に通知します。利用者は、正当な理由がある場合、担当者の変更を申し出ることができます。

第4条（利用者の選択権）

利用者は、複数の指定居宅サービス事業者等の紹介を求めることができ、居宅サービス計画に位置付けた事業者等の選定理由について説明を求めることができます。

第5条（居宅サービス計画の作成）

介護支援専門員は、利用者の居宅を訪問し、利用者及び家族に面接して課題を把握し、利用者及び家族の意向を踏まえて居宅サービス計画原案を作成します。

2 原案の内容、サービスの種類、利用料その他必要事項を説明し、利用者の文書又は承諾を得た電磁的方法による同意を得た上で、居宅サービス計画を交付します。

第6条（モニタリング）

介護支援専門員は、少なくとも1月に1回利用者に面接し、原則として利用者の居宅を訪問して居宅サービス計画の実施状況を把握し、その結果を1月に1回記録します。

2 法令上の要件を満たし、利用者の文書同意及び関係者の合意がある場合は、テレビ電話装置等を活用して面接することがあります。

第7条（医療機関等との連携）

利用者が入院する場合、利用者又はその支援者は、担当介護支援専門員の氏名及び連絡先を入院先へ伝えるよう協力するものとします。

2 事業者は、利用者の同意を得て、主治医、歯科医師、薬剤師、医療機関等と必要な情報を共有します。

第8条（居宅サービス計画の変更）

利用者の希望、心身の状態又は生活環境の変化等により必要がある場合、事業者は利用者と協議し、所定の手続により居宅サービス計画を変更します。

第9条（施設入所等への支援）

利用者が介護保険施設等への入所を希望する場合、又は居宅での日常生活が困難となった場合、事業者は施設等の紹介その他必要な支援を行います。

第10条（給付管理）

事業者は、居宅サービス計画及び利用実績に基づき給付管理票を作成し、長野県国民健康保険団体連合会へ提出します。

第11条（要介護認定申請の援助）

事業者は、要介護認定の申請、更新申請又は区分変更申請が円滑に行われるよう必要な援助を行い、利用者が希望する場合は申請を代行します。

第12条（利用料金）

居宅介護支援の利用料金その他の費用は、重要事項説明書のとおりとします。重要事項説明書及びその別紙は本契約の一部を構成します。

第13条（記録の整備・交付）

事業者は、指定居宅介護支援の提供に関する記録を整備し、その完結の日から法令及び松本市条例に定める期間保存します。

2 利用者は、営業時間内に自己に関する記録を閲覧し、実費負担により複写物の交付を受けることができます。

3 利用者が他の居宅介護支援事業者への変更を希望する場合、事業者は必要な書類を交付し、円滑な引継ぎに努めます。

第14条（契約の終了）

利用者は、文書又は口頭により、いつでも契約を終了できます。

2 事業者は、やむを得ない事情により支援の継続が困難な場合、原則として1か月前までに理由を示して通知し、他の事業者の紹介等必要な措置を講じます。

3 利用者又は家族による暴力、暴言、威嚇、セクシュアルハラスメントその他の行為により信頼関係が著しく損なわれ、契約の継続が困難な場合、事業者は改善を求め、なお改善が困難なときは契約を終了できるものとします。ただし、緊急性が高い場合を除き、支援が途切れないよう必要な調整を行います。

4 利用者が死亡した場合、要介護認定が非該当又は要支援となった場合、介護保険施設等へ入所し居宅介護支援を必要としなくなった場合は、契約を終了します。

第 15 条（秘密保持及び個人情報）

事業者及び従業者は、業務上知り得た利用者及び家族の秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この義務は契約終了後も継続します。

2 個人情報の使用及び提供は、別に定める個人情報使用同意書に基づき行います。

第 16 条（身体的拘束等の禁止）

事業者は、利用者又は他の者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行いません。緊急やむを得ず行う場合は、その態様、時間、利用者の心身の状況及び理由を記録します。

第 17 条（虐待の防止）

事業者は、虐待の発生又は再発を防止するため、委員会、指針、研修及び担当者の配置その他必要な措置を講じます。

第 18 条（事故発生時の対応）

居宅介護支援の提供により事故が発生した場合、事業者は速やかに利用者が指定した緊急連絡先、市町村等へ連絡し、必要な措置を講じ、その状況及び対応を記録します。事業者の責めに帰すべき事由により損害が生じた場合は、速やかに賠償します。

第 19 条（苦情対応）

事業者は相談・苦情窓口を設置し、利用者及び家族からの相談、要望又は苦情に迅速かつ適切に対応します。利用者は市町村及び長野県国民健康保険団体連合会にも申立てを行うことができます。

第 20 条（身分証の携行）

介護支援専門員は身分証を携行し、初回訪問時及び提示を求められたときに提示します。

第 21 条（業務継続等）

事業者は、感染症又は災害発生時にも必要な居宅介護支援を継続又は早期再開できるよう、業務継続計画を策定し、必要な研修及び訓練を行います。

第 22 条（協議事項及び管轄）

本契約に定めのない事項は、介護保険法令その他関係法令を尊重し、双方が誠意をもって協議します。契約に関して訴訟となる場合は、利用者の住所地を管轄する裁判所を第一審の管轄裁判所とします。

上記の契約を証するため、本書 2 通を作成し、利用者及び事業者が署名又は記名押印の上、各 1 通を保有します。

契約締結日 令和 年 月 日

区分	記載欄
利用者	住所： 氏名：
署名代行者・法定代理人	本人との関係又は資格：() 住所： 氏名：
事業者	所在地 長野県松本市筑摩 3 丁目 15 番 31 号 法人名 社会福祉法人国際保健支援会 事業所名 つかまの里居宅介護支援センター 代表者 理事長 相澤孝夫 指定番号 2070201153